

第 7 回

那賀 5 町合併協議会会議録

開会 平成 16 年 9 月 30 日 (木)

閉会 平成 16 年 9 月 30 日 (木)

那賀 5 町合併協議会

第 7 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引		
議件番号	付 議 議 件 名	頁 数
	開 会	P 3
	会長挨拶	P 3
	会議録署名委員の指名	P 3
報告第 25 号	委員の変更について	P 3
報告第 26 号	新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について	P 4
報告第 27 号	新市建設計画策定検討小委員会での協議状況について	P 6
協議第 3 号の 1	合併の期日について（再提案）	P 7
協議第 4 号の 2	新市の名称について	P 7
協議第 5 号の 1	新市の事務所の位置について	P 10
協議第 22 号の 1	農業委員会の定数及び任期の取扱いについて	P 10
協議第 23 号の 1	一部事務組合等の取扱いについて	P 11
協議第 24 号の 1	公共的団体等の取扱いについて	P 12
協議第 25 号の 1	各種事務事業（広報広聴関係事業）の取扱いについて	P 14
協議第 26 号の 1	各種事務事業（防災関係事業）の取扱いについて	P 15
協議第 27 号の 1	各種事務事業（保育事業）の取扱いについて	P 15
協議第 28 号の 1	各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて	P 16
協議第 29 号の 1	各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて	P 17
協議第 30 号の 1	各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて	P 17
協議第 31 号の 1	各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて	P 18
協議第 32 号の 1	各種事務事業（健康づくり事業）の取扱いについて	P 18
協議第 33 号の 1	各種事務事業（交通・防犯）の取扱いについて	P 19
協議第 34 号の 1	各種事務事業（人権施策）の取扱いについて	P 19
協議第 35 号	上下水道事業の取扱いについて	P 20
協議第 36 号	各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて （ごみ・し尿・火葬場の取扱いを含む）	P 21
協議第 37 号	各種事務事業（商工・観光振興関係事業）の取扱いについて	P 22
協議第 38 号	各種事務事業（都市計画事業）の取扱いについて	P 23
協議第 39 号	各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて	P 23
協議第 40 号	各種事務事業（公営住宅事業）の取扱いについて	P 24
協議第 41 号	各種事務事業（町営バスの運行事業）の取扱いについて	P 25
	次回協議会の開催について	P 25
	その他	
	閉 会	

第 7 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録

開催年月日	平成16年9月30日(木)					
開催場所	那賀町総合センター 1階 大会議室					
開会及び閉会時間	開会 午後1時30分		閉会 午後3時40分			
会議録署名委員	原 延 治	西 平 美 和	議 長	服 部	一	
出席並びに欠席委員 出席 34名 欠席 2名 凡例 出席 × 欠席	委 員 氏 名		出欠	委 員 氏 名		出欠
	会 長	服 部 一		委 員	原 延 治	
	副会長	中 村 慎 司		委 員	黒 田 七 郎	
	副会長	大 森 道 夫		委 員	仮 屋 肇 昇	
	委 員	根 来 公 士		委 員	岡 田 邦 夫	
	委 員	藤 永 知 宏		委 員	藤 田 佐 代 子	
	委 員	木 戸 昌 明		委 員	山 下 忠 男	
	委 員	榎 本 喜 之		委 員	千 田 弘	
	委 員	奥 順 司	×	委 員	山 岡 年 文	
	委 員	上 野 富 一		委 員	宇 田 寛	
	委 員	南 木 和 子	×	委 員	津 田 愛 珂	
	委 員	増 田 敏 郎		委 員	西 平 美 和	
	委 員	箕 輪 光 芳		委 員	武 部 善 次	
	委 員	杉 原 勲		委 員	高 田 英 亮	
	委 員	松 井 信 雄		委 員	竹 村 広 明	
	委 員	大 西 洋 太 郎		委 員	松 浦 猛	
	委 員	柳 本 益 代		委 員	河 上 泰 三	
	委 員	東 健 兒		委 員	田 村 美 代 子	
委 員	丸 井 幸 次		委 員	堂 本 正 秀		
合併協議会幹事	打 田 町	総務課長	中 井 利 明	企画室長	城 口 豊	
	粉 河 町	総務課長	宇 野 康 夫	企画課長	富 松 基 和	
	那 賀 町	企画室長	中 谷 裕 亮	総務課長	鈴 木 年 雄	
	桃 山 町	総務課長	竹 中 俊 和	企画室長	吉 田 靖	
	貴志川町	総務課長	田 村 武	企画情報課長	西 川 繁	
和歌山県関係	那賀郡町村会事務局長		南 貫 兒			
	県民行政部長		南 口 勝 彦	地域行政課長	稲 葉 信	
合併協議会 事務局	事務局長	黒 田 敏 弘		補 佐	乾 浩 二	
	次 長	奥 谷 敏 夫		補 佐	杉 本 太	
	参 与	小 島 大		補 佐	栗 本 宗 彦	
	総務課長	栗 山 房 大		係 長	嶋 田 雅 文	
	調整課長	狭 間 秋 友		係 長	松 井 孝 作	
	計画課長	岩 坪 純 司		係 長	中 村 健	
	補 佐	半 田 雅 己		主 事	國 部 毅 聡	
	補 佐	浅 野 徳 彦				
関係課長	打 田 町	農林経済課長	山 田 博 司	水道課長	金 澤 孝 俊	
		土木課長	尾 崎 茂 晴			
	桃 山 町	建設課長	加 山 豊 彦	まちづくり課長	小 坂 好 司	
	貴志川町	保険課長	矢 田 雅 敏	福祉課長	田 村 博 義	
健康対策課長		米 田 弘 央	住民生活課長	小 倉 堅 司		
会議の経過	別紙のとおり					

事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>開会の時間となりましたので、ただいまより第7回那賀5町合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、何かとご多用のところ、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきますが、委員の皆様方で本日の資料をお持ちでない方は、事務局までお申し出ください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>会議次第2の会長挨拶ということで、会長の服部よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>また、会長には挨拶終了後、議長を務めていただき、議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
会長（服部 一）	<p>どうも皆さんこんにちは。</p> <p>開会にあたりまして、一言お礼を兼ねましてご挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>実りの秋を迎えまして、日ごとに秋めいてまいりました。大変心配されました台風21号の襲来も一部被害の地域もあつただろうと思いますけれども、大きなことがなくてほっとしたというのが心境でございます。</p> <p>日ごろ那賀5町合併協議会の運営につきまして、いろいろと御尽力をいただいていることを併せてお礼申し上げたいと思います。</p> <p>本日、いろいろ協議をしていただきまして、忌憚のないご意見をどんどん出していただきまして、またご確認等をいただけたらとこのように考えております。</p> <p>少し今日は市の名前の決定等で時間もかかるだろうと思っておりますけれども、議事運営につきましては、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>簡単ですが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>それでは、会議次第に基づきまして、議事を進めてまいりたいと思います。</p> <p>ただいまの出席委員は、36名中34名であります。那賀5町合併協議会規約第10条の規定により、過半数の委員の出席を得ておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、奥委員さんと南木委員さんより欠席の旨の連絡をいただいております。</p> <p>次に、会議次第第3の「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名委員は、那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定により議長が指名することになっておりますので、原委員さんと西平委員さんをお願いいたします。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>次に、会議次第4、議事の（1）報告事項に入ります。</p> <p>まず、報告第25号の「協議会委員の変更について」事務局よりご報告願います。</p> <p>説明をさせていただきます前に、本日委員の皆様方に配布させていただいております会議資料報告第25号と70ページというページを打っておりますが、議員名簿の差し替えをお願いいたしたいと思っております。</p> <p>それでは、報告第25号「委員の変更について」ご説明を申し上げます。</p> <p>去る9月6日に開催されました粉河町議会定例会において、正副議長の改選があり、高橋一正前議長に代わり、箕輪光芳新議長が就任されました。</p> <p>また、9月28日に開催されました桃山町臨時議会において、正副議長選挙があり、福原信行新議長が選任されました。</p> <p>協議会規約で、5町の議会議長に委員としてご委嘱申し上げることになっておりますので、箕輪議長と福原議長を協議会委員として委嘱させていただきました。</p> <p>また、桃山町議会が推薦する委員には、大森議員が選ばれましたので、引き続き協議会委員としてお願いをすることになりました。</p> <p>ここで、新しく委員に就任されました委員の方々をご紹介申し上げます。</p>

<p>箕輪委員</p>	<p>粉河町議会議長として委員をお願いいたしました箕輪光芳様でございます。 9月の議会におきまして、議長に選任いただきました箕輪でございます。何分新参者でございますので、しっかり勉強して、皆様方に一日も早く追いつくように頑張りたいと思いますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくをお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、桃山町議会議長として委員をお願いいたしました福原信行様でございます。</p>
<p>福原委員</p>	<p>桃山の福原信行でございます。 このたび9月28日の議会改選によりまして議長に選出されました福原でございます。何分未熟な私でございます。皆様方のご鞭撻をいただきながら町村合併の一員として頑張りたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫） 議長（会長 服部 一）</p>	<p>ありがとうございました。 以上です。 事務局より協議会委員の変更についての報告がありました。粉河町の高橋委員さん、桃山町の山岡委員さん、両委員さんにおかれましては、協議会運営に多大なご協力をいただきましたことに対し、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。 また、新しく協議会委員にご委嘱申し上げました箕輪委員さん、福原委員さんには、今後、協議会運営にご協力くださいますようよろしくをお願いいたします。 では、次に報告第26号「新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について」委員長より報告、ご説明願います。</p>
<p>山下委員長</p>	<p>それでは、議長から指名を受けましたので小委員会の委員長より、まずご報告を申し上げます。 去る9月22日、第6回新市の事務所の位置等検討小委員会を開催いたしました。協議内容につきましては、別冊でご用意をいたしておりますので、お手元にお配りしておりますが、その報告に従いまして説明を申し上げます。 まず、別冊の1ページをご覧くださいと思います。 「新市の事務所の位置等検討小委員会協議結果報告」 私から文面を朗読させていただきます。 新市の事務所の位置等検討小委員会は、平成16年3月30日に開催されました第1回那賀5町合併協議会におきまして、「新市の事務所の位置について」付託を受け、これまで6回の会議を重ね、協議してまいりました。 4月9日に開催された第1回小委員会では、同委員会の審議事項として本庁舎の位置、庁舎の方式（機能）、新庁舎の建設の是非について審議をすることを確認いたしました。 まず、本庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項の「住民の利用にもっとも便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならない。」という点に注意をしまして、具体的な検討項目といたしましては、まず、5町の地理的、人口的中心性（人口の集積状況）でございます。2番目に交通の事情、3番目に主な官公署の現在の位置関係、4番目に庁舎の施設の状況、5番目には将来展望等についてそれぞれ検討をしたところであります。 6月15日開催されました第3回小委員会において、5町の地理的状況、施設の現況を総合的に判断して、現在の打田町役場庁舎を新市の事務所の位置に選定することを決定いたしました。 庁舎の方式につきましては、合併のメリットである行政改革を進め、職員の削減や効率化を図るためには本庁方式が基本であります。1つには現有の庁舎を各方</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>式に対する施設的な可能性、2つ目に住民の利便性の確保、3つ目には事務の効率性についてそれぞれ検討いたしました。</p> <p>7月20日に開催された第4回小委員会において本庁以外の旧町役場を支所とし、住民のサービスの低下を招かないような総合窓口業務等の強化を図るとともに、地域の個性を生かした支所体制を引くこと、本庁機能に該当する職員全員を収容することは施設的に現況で困難であるため、既存施設を有効に活用し、各支所のある庁舎にそれぞれ分割する具体的な本庁機能を決定したところでございます。</p> <p>その後、各町で調整いたしました結果、農林・商工・農業委員会を粉河庁舎、民生・福祉事務所を那賀庁舎、土木・都市計画を桃山庁舎、教育委員会を貴志川庁舎へそれぞれ分散配置することを確認いたしました。</p> <p>新庁舎建設については一番効率的とされる本庁方式（集中型）と申しますが、に移行するためには職員数の適正化を図りつつも、集約可能な施設の確保、生活環境の変化による住民の利便性の問題もあり、また現在の各町の庁舎を見ると、建築後20年以上既に経過いたしており、新庁舎の建設の必要性が高まってくると考え、特に財政問題として国の財政支援が受けられる合併特例債充当事業として位置づけるかどうかについても検討いたしました。</p> <p>8月17日に開催された第5回小委員会におきまして、新庁舎の建設については、合併後早々に必要はなく、新市建設計画に新庁舎建設を明記し、合併特例債の適用を受けることのできる10年以内に新庁舎を建設すべきであるということを確認いたしました。</p> <p>以上の結果をもとに、9月22日開催された第6回小委員会において、調整方針（案）を検討した結果、次のように決定いたしました。</p> <p>（1）新市の事務所の位置は、打田町大字西大井338番地（現在の打田町役場）とする。</p> <p>（2）事務所の具体的な機能の配置については、既存庁舎を有効活用するため、本庁機能をそれぞれの役場庁舎に分散する。</p> <p>（3）現在の粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町のそれぞれの役場の位置に支所を置き、打田町の役場の位置には分室を置く。</p> <p>なお、現在の鞆淵支所は出張所とする。</p> <p>（4）新庁舎は、合併後、財政状況を勘案しつつ、10年以内に建設するものとする。</p> <p>なお、那賀5町合併協議会から付託されました新市の事務所の位置等検討小委員会での審議は以上で終了いたしましたので、ここにご報告いたします。</p> <p>平成16年9月30日、新市の事務所の位置等検討小委員会委員長 山下忠男。</p> <p>ただいま申し上げたご報告のとおりでございますが、委員長として皆さん方にご同意をいただくならば、本協議会においてこの調整（案）をご確認いただければ光栄であります。</p> <p>以上、報告に代えさせていただきます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、山下委員長より新市の事務所の位置等検討小委員会での協議状況について報告、説明がございましたが、この後、提案させていただきます協議第5号の1で「新市の事務所の位置について」は、本日ご審議をいただきまして、ご確認いただきたいというご提案がございましたが、この提案につきましては後ほど皆様方にご審議していただくことといたします。</p> <p>まず、後ほど協議するということでご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>はい、ないようでございますので、次に報告第27号「新市建設計画策定検討小</p>
--------------------	--

丸井委員長

委員会での協議状況について委員長より報告、説明願います。

では、私の方から第7回の新市建設計画策定検討小委員会でのご報告をいたします。

去る9月17日に第7回検討委員会を打田町の保健福祉センターで開催をいたしました。その協議状況についてご報告をいたします。

まず初めに、前回までの小委員会で確認された各項目について、委員の皆様から出された意見や提言、他の小委員会で協議され確認された事項、また調整作業が進められている事務事業等により、さらに修正が必要な箇所についての協議を行いました。そこで主な修正箇所は、基本構想部分において建設計画の期間を合併初年度から平成27年度までとしたこと。那賀5町合併協議会により新市の将来像を、つまりキャッチフレーズでございますけれども、「元気で安心、自然の中で交流の輪が広がる文化創造都市」そういうことに決定したことが主な変更点であります。

建設計画の期間については、本日の協議会の協議事項で再提案されます「合併の期日」とも関連いたしますが、合併特例法の改正に伴い、合併期日が平成17年度末まで可能となったことから、合併初年度は平成17年度ということになるかと思えます。したがって、期間につきましては平成17年度から平成27年度までの11年間の計画であります。また、将来像としてのキャッチフレーズ、先ほども言いましたとおり「元気で安心、自然の中で交流の輪が広がる文化創造都市」は住民意識調査などの結果を踏まえまして、5町住民が手を携え、あらゆる面で交流を深め、新市の一体化が図れるよう期待を込めて決定したものであります。特に「元気」という意味は、住民意識調査の中でもやはり産業の活性化等が非常に望まれております。また、「安心」という言葉は、住民の方はやはり防災・防犯のことについて非常に関心を持っておられます。それから「自然の中で」ということは、やはり今この5町にある自然を有効に生かしたようなまちづくりをして欲しいというような言葉があります。それから「交流の輪広がる」ということで、やはり5町の住民があらゆる面で交流を持って新しいまちづくりをしていただけるということ、交流の輪が広がると。それから「文化創造都市」ということで、やはり文化を大切に、昔からある文化財を保存していきながら新しいまちづくりをしていく、そのような意味でこのキャッチフレーズに決定をさせていただきました。

次に、新市のまちづくり施策、主要事業につきましては、多くのところで重点箇所の協議を行っています。今、重要な局面を迎えている南海貴志川線の問題、住民意識調査結果において新市の将来像で支持の高かった災害と安全性に対する配慮、今後の学校教育のあり方など十分議論を行い、新市としての実施事業の方向性をとりまとめました。

また、新市として必要は事業を盛り込んだ財政計画の提案が事務局より行われ、各項目の計上内容、投資的経費の事業内容等も含め小委員会でこれを確認いたしております。

今後の小委員会のスケジュールは、来月の第8回小委員会で新市建設計画(案)の最終確認を行い、10月の合併協議会に協議事項として提案させていただく予定であります。

以上で、第7回の新市建設計画策定検討小委員会の協議状況についてのご報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

はい、ありがとうございました。

ただいま、委員長からの報告のありました新市建設計画策定検討小委員会での報告に対して、何かご質問なりご意見ございませんか。ないですか。

ないようですので、次に(2)の協議事項に移らせていただきます。

協議第3号の1「合併の期日について」の再提案について事務局より説明願いま

議長(会長 服部 一)

<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>す。</p> <p>再提案させていただいております協議第3号の1「合併の期日について」ご説明をいたします。</p> <p>会議資料の6ページをお開きください。</p> <p>「合併の期日について」は、第1回合併協議会において、合併特例法の期限内である「平成17年3月31日までの日とする。」ということでご確認をいただいておりますが、その時点で、国においては合併を促進するための特例法の改正案が国会に提出されており、具体的な期日につきましては、今後の合併協議の進捗状況を踏まえ、最も望ましい日を決定していくという共通認識をお願いしております。</p> <p>その後の合併関連三法の成立により、平成17年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併する市町村に対しては、現行の合併特例法が適用されることになりました。</p> <p>それに伴い、電算システムの統合、本庁舎及び各支所の改修、福祉事務所設置に伴う職員の研修期間、条例・規則等の調整期間を十分考慮した上で、合併の期日を平成17年11月7日とする調整方針(案)で提案させていただいております。</p> <p>次に、附属資料の2ページをお開きください。</p> <p>合併期日の再提案に伴い、第1回協議会においてお示しさせていただきました合併協議スケジュールで、11月調印式を予定しておりましたが、平成17年3月までに県知事への合併申請を行うべく、1月に調印式を執り行うよう変更させていただいております。</p> <p>なお、3ページから5ページには、スケジュール変更に伴います合併協議会の協議及び業務の日程(案)を掲載しております。</p> <p>また、6ページには、先進事例を掲載しておりますのでご覧おきください。</p> <p>以上で、協議第3号の1「合併の期日について」の再提案の説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>事務局より「合併の期日について」の再提案の説明がありました。この件につきましては、次回の協議会においてご審議をいただき、ご確認をいただきたいと思っております。</p> <p>ただいまの説明に対して何かご質問ございませんか。特にありませんか。</p> <p>特にないようでございますので、次に協議第4号の2「新市の名称について」は、第6回協議会において提案させていただいております。</p> <p>調整方針(案)について、再度事務局から説明をしてください。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>協議第4号の2「新市の名称について」の調整方針(案)についてご説明をいたします。</p> <p>「新市の名称について」は、5町の住民よりご応募いただき、小委員会の委員による第一次選定、それをもとに協議会提案する名称候補5点を選定する最終選定を経て、</p> <p>「紀の川市」、「紀の里市」、「那賀市」、「紀北市」、「きのかわ市」の5点を提案させていただきます。</p> <p>この5点について、委員の皆様方で十分ご協議をいただき、決定していただきたいということでございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いたします。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>本日のメインでございます。事務局より「新市の名称について」の説明がありました。名称の決定方法についていかがいたしましょうか。どのようにして決めましょうか。決める方法何かご意見ございませんか。なかったら議長に一任していただけますか。</p> <p>（「議長一任。」の声あり。）</p> <p>催促して悪いですが、それでも、「議長一任」の声でございますので、そのようにさせ</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>河上委員</p> <p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ていただきます。</p> <p>それでは、新市の名称の決定方法については、私の方から提案をさせていただきます。</p> <p>この件に関しましては、報告されました5候補の名称の中から、委員の協議によって全会一致で決定していただきたいと存じますが、協議により決定することが困難な場合は、委員各位の投票によって決定をしたいと思います。</p> <p>なお、もし投票するということになりましたと、投票方法については、</p> <p>(1) 合併協議会出席委員（会長、副会長を含みます。）による無記名投票とする。</p> <p>(2) 「新市の事務所の位置等検討小委員会」から報告された5候補の名称の中から、1人1候補を投票する。</p> <p>(3) 有効票の3分の2以上を得票した名称候補を新市の名称とする。</p> <p>(4) 有効票の3分の2の得票に達しない場合は、上位2候補による再投票を実施し、有効票の過半数を得票した名称候補を新市の名称とする。</p> <p>とこういう提案でございます。</p> <p>これでどうでございますか。いいですか。</p> <p>異議なしということでありますので、「新市の名称の決定について」は、十分ご協議をいただき、協議により決定することが困難な場合は、各委員の投票によって決定することといたします。</p> <p>新市の名称についてまず委員さんのご意見をいただきたいと思います。</p> <p>考えてくれてあると思いますけれども、5分休憩しますので、その間でちょっと相談をして、3分の2以上でまとまりますように。</p> <p style="text-align: center;">(休憩 午後1時58分)</p> <p style="text-align: center;">(再開 午後3時03分)</p> <p>では、再開いたしますので、席におつきいただきたいと思います。</p> <p>休憩前に引き続き会議を続けます。</p> <p>「新市の名称について」、決め方に何かご意見ございませんか。</p> <p>要望ですけれども、「紀の川市」・・住民投票でも決めた語呂合わせの名前は確か一番多かったと思いますので、そこら辺を是非勘案しつつこれに参加を皆さんしていただきたいという要望でございますけれども。</p> <p>ちょっと気になる場所ですけれども、この要望に対してご意見ございませんか。</p> <p>例えばの話、「紀の川市」が多かった場合に平仮名の名前もあるし、上位から行くのかそこの確認を話し合いしていただきたい。</p> <p>「紀の川市」という名前が出たら、上位の出た名前ということでよろしゅうございますか。</p> <p>河上さん、よろしいですか。</p> <p>ご意見ございませんか。他に。あまり出しにくいようでいろいろあると思うんですけども、意見が出にくいようでございますので、委員の皆様の投票により決定いたします。</p> <p>事務局、投票用紙を配布してください。</p> <p>投票なんですけれども、投票については5つの名称の中から1つを選んでいただいて、その上に丸をしてください。事務局が投票箱を持って回りますので、投票してください。1つだけ丸をしてください。</p> <p>投票用紙、全員持っていたけましたですか。</p> <p>決めてのところに1つ丸印をお願いします。</p> <p>投票箱確認です。よろしゅうございますか。投票箱を持って回りますので、ひとつ投票をしてください。</p>
---	---

議長（会長 服部 一）	<p>職員の方で投票箱を持って回らせていただきますので、ご投函をよろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（投 票）</p> <p>全員投票をしていただいたようです。持ち帰りはございませんか。それでは、事務局に開票をしていただいて、発表をしていただくことにします。しばらくお待ちいただきたいと思います。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p style="text-align: center;">（開 票）</p> <p>はい、決まりましたようですので、事務局より発表をいただきます。それでは、開票の結果を発表いたします。皆様方から向かって右、漢字の「紀の川市」からまいります。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>「紀の川市」 3 3 票 「紀の里市」 0 票 「那賀市」 1 票 「紀北市」 0 票 「きのかわ市」 0 票 無効票 0 票 合計 3 4 票であります。</p> <p>投票の結果、新市の名称については、有効投票の3分の2以上得票した1番目の「紀の川市」とすることに決定されました。</p>
事務局（総務課長 栗山房大）	<p style="text-align: center;">（拍 手）</p> <p>新市の名称が決定されましたことに伴い、前回の協議会においてご確認をいただきました「懸賞贈呈者の決定」を行いたいと存じます。事務局より説明願います。それでは、最初に「名付け親賞」10名を中村副会長、大森副会長に各5名を選んでいただきますので、前の方へお願いをいたします。</p>
議長（会長 服部 一） 事務局（総務課長 栗山房大）	<p style="text-align: center;">（抽 選）</p> <p>「名付け親賞」10名の抽選をしていただきました。10名の皆さんを発表させていただきます。</p> <p>それでは、「名付け親賞」の当選者の方々を発表させていただきます。町名とお名前を読み上げさせていただきます。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>まず、一人目の方です。貴志川町、堂浦俊晴様です。それから、粉河町、山崎紀久一様。貴志川町、山田真規子様。粉河町、原 幹治様。また粉河町です、栗山小夜子様。打田町、迫間長一様。同じく打田町、宇田英子様。貴志川町、井原有海様、打田町、水本守弘様。那賀町、志野さゆり様。以上10名の方々がご当選されました。おめでとうございます。</p> <p>それでは、次に、会長に「名付け親大賞」を1名を選んでいただきます。</p>
事務局（総務課長 栗山房大）	<p style="text-align: center;">（抽 選）</p> <p>はい、引いていただきました。</p> <p>それでは、「名付け親大賞」の当選者を発表させていただきます。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>打田町 金子愛子様でございます。ご当選、本当におめでとうございます。ただいま、当選されました「名付け親大賞」の懸賞贈呈については、合併協議会の調印式の席上贈呈させていただき、「名付け親賞」につきましては、後日当選者に懸賞を郵送させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今日は実は新市の名前が誕生するということで、想定をして、新市に対して祝ということで、短歌と、詩吟ですね、これをいただいています。たまたま「紀の川市」に当たりましたので、この短歌の一小節をご披露させていただきます。</p>

	<p>「永遠に清き紀の川民の母 仰ぐ山並 新市寿ぐ 十万の 兄弟燃ゆる新世紀 母紀の川の 愛の歌声」 こういうのをいただいています。</p> <p style="text-align: center;">(拍手)</p> <p>それでは、協議に戻ります。</p> <p>次に、協議第5号の1「新市の事務所の位置について」は、先ほど山下委員長からご提案いただきましたように、本日の協議会においてご審議いただき、意見がまとまればご確認いただくということについて、委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>このことについて確認するということにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし。」の声あり。)</p> <p>異議がないようでございますので、本日ご審議をいただきましてご確認をいただくことにいたします。</p> <p>それでは、調整方針(案)について、事務局から説明を願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>協議第5号の1「新市の事務所の位置について」ご説明を申し上げます。</p> <p>会議資料8ページをお開きください。</p> <p>「新市の事務所の位置について」は、第1回協議会において、「新市の事務所の位置等検討小委員会」へ付託する旨のご確認をいただき、同委員会で慎重審議いただき、本日ご報告をいただいております。</p> <p>調整方針(案)といたしましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新市の事務所の位置は、打田町大字西大井338番地(現在の打田町役場)とする。 (2) 事務所の具体的な機能の配置については、既存庁舎を有効活用するため、本庁機能をそれぞれの役場庁舎に分散いたします。 (3) 現在の粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町のそれぞれの役場の位置に支所を置き、打田町の役場の位置には分室を置きます。 なお、現在の鞆淵支所は、出張所といたします。 (4) 新庁舎は、合併後、財政状況を勘案しつつ、10年以内に建設するものとする。 <p>というものでございます。</p> <p>以上で、協議第5号の1「新市の事務所の位置について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局より、「新市の事務所の位置について」説明がありましたが、これにご意見・ご質問ございませんか。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、新市の事務所の位置については、調整方針(案)のとおり確認をされました。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>次に、協議第22号の1「農業委員会の定数及び任期の取扱いについて」は、第6回協議会において提案させていただいておりますが、調整方針(案)について再度事務局から説明をしてください。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>協議第22号の1「農業委員会の定数および任期の取扱いについて」の調整方針(案)をご説明いたします。</p> <p>会議資料の9ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業委員会については、合併時に統合し、新市に一つの農業委員会を置く。 (2) 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律(以下「法律という。’)第7条第1項の規定により30人とし、選任による委員の定数については、法律第12条の定めるところによる。

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>(3) 法律第10条の2第2項の規定により、選挙区を設定することとし、当分の間各選挙区の定数は、第1選挙区（打田町）7人、第2選挙区（粉河町）8人、第3選挙区（那賀町）5人、第4選挙区（桃山町）5人、第5選挙区（貴志川町）5人といたしますが、新市において状況に応じて選挙区の区域の設定及び選挙区の定数等の見直しを検討いたします。</p> <p>選挙区の区域は、合併前の町単位とし、建制順といたします。</p> <p>なお、合併により委員定数の減員による委員の補完的対応として、新市の農業委員会に協力員等を設置する。</p> <p>(4) 市町村の合併の特例に関する法律第8条を適用する。</p> <p>適用を受ける選挙による委員は30人とし、打田町農業委員会から7人、粉河町農業委員会から8人、那賀町農業委員会から5人、桃山町農業委員会から5人、貴志川町農業委員会から5人をそれぞれ互選により選出するものとします。また、在任期間は合併の日から1年間とする。</p> <p>というものであります。以上です。</p> <p>ただいま、事務局より説明いたしました「農業委員会の定数及び任期の取扱いについて」の調整方針(案)について、何かご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p> <p>異議なしということでございますので、異議なしと認めます。</p> <p>よって、「農業委員会の定数及び任期の取扱いについて」は調整方針(案)のとおり確認されました。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>次に、協議第23号の1「一部事務組合等の取扱いについて」も前回の協議会において提案させて頂きましていただいております。</p> <p>調整方針(案)について、再度事務局から説明してください。</p> <p>協議第23号の1「一部事務組合等の取扱いについて」の調整方針(案)をご説明申し上げます。</p> <p>会議資料10ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)として、</p> <p>(1) 那賀町・粉河町龍王共有山組合、貴志川桃山清掃施設組合、五色台広域施設組合を除く一部事務組合については、合併の前日をもって当該一部事務組合を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。</p> <p>(2) 那賀町・粉河町龍王共有山組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日に財産区保有財産として新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 貴志川桃山清掃施設組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぎ、また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。</p> <p>(4) 五色台広域施設組合については、合併の日の前日をもって貴志川町が一部事務組合から脱退し、新市において合併の日に現在の貴志川町の区域のみ、当該一部事務組合に加入する。</p> <p>というものであります。以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ただいま、事務局より説明いたしました「一部事務組合等の取扱いについて」調整方針(案)に対するご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>異議なしということでございます。異議なしと認めます。</p> <p>よって、「一部事務組合等の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認されました。</p> <p>次に、協議第24号の1「公共的団体等の取扱いについて」も前回の協議において提案させて頂きましていただいております。</p> <p>調整方針(案)について、再度事務局から説明してください。</p>

<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>協議第24号の1「公共的団体等の取扱いについて」の調整方針(案)についてご説明を申し上げます。 会議資料11ページをお開きください。 調整方針(案)として、 (1)公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとし、 5町に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。 5町に共通している団体で統合に時間を要する団体は、将来統合できるよう調整に努めるものとする。 独自の団体は、原則として現行のとおりとする。 (2)土地開発公社の取扱いについては、 打田町土地開発公社及び貴志川町土地開発公社については、合併の前日までに解散するものとする。 桃山町土地開発公社については、粉河町土地開発公社に財産を無償で譲与し、合併の前日までに解散するものとする。 粉河町土地開発公社は、桃山町土地開発公社の財産を無償で譲り受け、合併の日以降に定款を変更して新市の土地開発公社とする。 というものであります。以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありました「公共的団体等の取扱いについて」の調整方針(案)について、何かご質問なりご意見ございませんか。</p>
<p>榎本委員</p>	<p>榎本委員。 土地開発公社の部分についてなんですけれども、今までそれぞれ町で、また各土地開発公社において事業を計画し展開してきたわけでございますけれども、今回、合併ということですが、事業途中のものについては、当初の目的どおり事業展開をしていかなければならないものもたくさんあると思っております。また、合併後、新市の土地開発公社として新たな事業も展開していただきたいと思っております。 今回の調整(案)ですけれども、2つの公社が解散し、残った二つのうち一つは財産・財務を残るもう一つに譲渡して解散、残った一つの公社の定款を変更し、新市の公社とするとなっております。 一つの自治体に一つの公社ということで、全国的にもこのような形の調整(案)が多いのはわかっておりますが、もう一つ、合併までにすべての公社を解散し、新市において新たに設立するという方法もあろうかとは思いますが、お金の面からも時間の面からもこの方法は難しく、今回の調整(案)になったのだと思っております。 しかし、今回提出された資料等でわからない部分があり、新市において土地開発公社が事業を展開していくにあたり支障が出てこないか心配です。計画した事業が完了したところや、現在も事業を継続中のところ等様々ですが、はっきりいって多額の債務があります。5年以上保有している土地、いわゆる塩漬けの土地と呼ばれている土地がたくさんあるように聞いております。全国的に見てもこのような傾向にあると思います。しかし、これらは近年の経済事情や土地価格の下落、自治体の財政事情などの要因により町の買取が困難になったり、事業展開が難しくなったりして、事業途中のものであると思います。このことについては、一定の理解はいたしております。 聞きたいことと言いますと、長期借入をしている相手先には今回の調整方針(案)を了承していただいているのでありませうか。その点についてもお聞きしたいと思っております。私はそれらの町の議会議員でもなければ土地開発公社の幹事、役員では</p>

<p>議長 説明員（粉河町 企画課長 富松 基和）</p>	<p>ありません。この場でこのようなことを聞くのは大変失礼ではあるとは思いますが、あえて聞かせていただきたいと思います。</p> <p>他町の行政内容を批判するものではありません。たくさん土地と債務があることは事実であり、新市において土地のない他の町域においての事業展開などが心配されることなどから、現在の状況と将来像について教えていただければと思っております。以上です。</p> <p>榎本委員さんのご質疑に対して、担当の方で答弁をお願いします。</p> <p>粉河町土地開発公社の事務局を兼務しています、企画課の富松でございます。</p> <p>ただいまの榎本委員さんよりのご質問に対しご答弁をさせていただきます。</p> <p>初めに、今回の協議会に提案されています土地開発公社の調整方針(案)につきましては、分科会、幹事会において榎本委員さんのお考えのように公社を一つにして新市の公社とする案と、すべての公社が解散し、新市において新たに設立する案の方法について協議をされました。しかし、後者の方法におきましては、現在の社会情勢を考える時に、公社並びに町の財政状態から難しいとの判断より、調整方針(案)に示されている結論に至りました。</p> <p>2点目の長期借入金の金融機関に合併時の調整方針(案)について了承をいただいているかというご質問に対しましては、ただいま本件についての調整方針(案)が協議されているところであります。が、桃山さんと共に借入先の金融機関に対しまして、今回(案)に示されている内容をもとに事前に相談をさせていただき、了承を得てございます。</p> <p>3点目の現在の状況と将来像についてでございますが、粉河町土地開発公社といたしましては、公共用地、公用地等の取得、管理、処分を行い、地域の秩序ある整備と町民の福祉増進を目的として公有地取得事業、土地造成事業に取り組んでまいりました。いずれの事業用地も取得がちょうどバブル時期の物件が多くございまして、バブル経済崩壊以降の長期にわたる地方公共団体の財政悪化、デフレに伴う地価下落等、想定していなかった状況により、去る8月26日の第6回合併協議会会議資料の協議第24号での平成14年度決算内容をご覧いただいているかと思いますが、現在、粉河町土地開発公社には多くの土地を保有する反面、負債も多額となっております。現在、合併時までには少しでも負債額を減らす努力を理事、町並びに宅建業者にも依頼をし、取り組んでいるところでございます。</p> <p>新市の土地開発公社におきましては、用途変更も視野に入れ、所有土地の販売努力をするとともに、新市で発生する事業計画の中で利活用についてご検討をいただければと考えてございます。</p> <p>以上で、榎本委員さんのご質問内容の答えになったかどうかわかりませんが、ご理解の上、ご確認いただきますようお願いを申し上げます。答弁といたします。</p> <p>桃山さんはいいですか。はい、どうぞ。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 説明員（桃山町 企画室 吉田 靖）</p>	<p>桃山町土地開発公社の事務局を兼務いたしております企画室の吉田でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>榎本委員さんの土地開発公社にかかるご質問についてお答えいたします。</p> <p>まず最初に、借入金の債務保障問題につきましては、合併調整方針(案)に基づきまして借入先に協議をいたしました結果、粉河町土地開発公社に統合されてから、新市の土地開発公社に引き継ぐまでは桃山町の債務保障でよいとの了解を取り付けておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、桃山町土地開発公社の現在の状況と将来像につきましてお答えをいたします。</p> <p>まず、工業用地造成事業につきましてご説明申し上げます。現在の保有土地はす</p>

	<p>べて完成土地でございます。その内訳といたしましては、買取特約をつけております賃貸借契約を締結しているもの、それから通常の賃貸借契約を結んでいるものが約8割を占めまして、それぞれ賃貸料を徴収いたしております。残る土地につきましても3件ほど引き合いがございます。現在、県の企業立地室を通じて最初に引き合いがございました他府県の製造業の企業が現地を視察し、近々価格交渉に入る予定でございます。</p> <p>この工業用地の賃貸料でございますけれども、これは現在の開発公社すべての借入金利息を返済しており、借入金が増加しないよう公社独自で財政健全化の対策に取り組んでおります。</p> <p>以上の状況から、まったくの塩漬けの土地はないものと考えております。</p> <p>続きまして、住宅分譲事業につきましては、既に採算ベースをほぼクリアしておりますが、残っている区画を民間住宅会社と販売委託協定を締結し、全区画完売を目指して取り組んでおります。売却収益につきましては、公社の借入金返済に充たしたいと考えております。</p> <p>当公社といたしましては、合併調整方針に基づき、統合先の粉河町土地開発公社に財産を譲与して解散するまでに、できる限り保有土地を有利な価格で売却して、負債額を少なくし、スリムな姿で統合できるように努力いたしたいと考えております。ご理解をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それから、土地開発公社の将来像につきましては、合併までは粉河町土地開発公社共々優良企業の誘致に万全を期するのはもとより、新市の土地開発公社に引き継いだ後は、用途変更も視野に入れて保有土地を売却するよう努力するとともに、新市の事業計画推進に公社を活用していければと考えております。以上でございます。ご理解をよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 榎本委員</p>	<p>両町の担当者から説明が答弁がございました。榎本委員さん、はい、どうぞ。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>今の答弁を聞き、両町とも努力していただいていること大変ありがたいことと思っております。</p> <p>合併を機に私たちのこの地域が更なる発展をしていくことを願うのはここにお集まりの皆様全員であると思えます。また、公社に期待するところといたしまして、プロパー事業であったり土地開発計画に基づく事業であったり、期待するところが大きいと思えますので、なお一層更なる努力をしていただきたいと思います。要望のようになりましたがよろしく願いいいたします。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>はい、他にございませんか。</p> <p>（「なし。」の声あり。）</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>他にないようでございますので、異議なしと認めます。</p> <p>よって、公共団体等の取扱いについては、調整方針(案)のとおり確認をされました。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ここでしばらく休憩をいたします。</p> <p>（ 休憩 午後2時41分 ） （ 再開 午後2時53分 ）</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>休憩前に引き続き再開をして、会議を続けます。</p> <p>次に、協議第25号の1「広報広聴関係事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>調整方針(案)について、再度事務局より説明してください。</p> <p>協議第25号の1「広報広聴関係事業の取扱いについて」の調整方針(案)についてご説明いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>会議資料の12ページをお開きください。 調整方針(案)といたしまして、 (1) 広報紙については、合併時に統一し、情報の提供に努める。 (2) ホームページについては、新市において新たに開設し、広報広聴の充実を図る。 (3) 行政相談については、再編を行い、合併時まで調整する。 というものでございます。以上です。 事務局の説明に対して質問、ご意見ございませんか。 (「なし。」の声あり。)</p> <p>なしと認めます。 「広報広聴関係事業の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認してよろしゅうございますか。 (「異議なし。」の声あり。)</p> <p>確認をされました。 次に、協議第26号の1「防災関係事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいておりますので、調整方針(案)について再度事務局から説明願います。</p>
<p>事務局(次長 奥谷敏夫)</p>	<p>協議第26号の1「防災関係事業の取扱いについて」の調整方針(案)についてご説明をいたします。 会議資料13ページをお開きください。 調整方針(案)として、 (1) 防災会議については、合併時に統合する。 (2) 地域防災計画及び水防計画については、新市において速やかに策定するものとする。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。 (3) 消防・防災相互応援協定については、新市において引き続き締結するものとする。 (4) 自主防災組織等については、現行のとおり新市に引継ぎ、結成及び育成については、新市において引き続き推進する。 (5) 防災行政無線については、現行の設備を利用し、新市において統一に勤めるものとする。なお、放送時間、放送内容等については、合併時に統一する。 (6) 水防協議会については、合併時に廃止し、新市の防災会議でその機能を維持するものとしたします。 以上です。 事務局の説明に対してご質問、ご意見ございませんか。 (「なし。」の声あり。)</p>
<p>議長(会長 服部 一)</p>	<p>質疑なしと認めます。 よって、「防災関係事業の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>確認をされました。 次に、協議第27号の1「保育事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。</p>
<p>事務局(次長 奥谷敏夫)</p>	<p>調整方針(案)について、再度説明をしてください。 協議第27号の1「保育事業の取扱いについて」の調整方針(案)についてご説明をいたします。 会議資料の14ページをお開きください。</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>調整方針(案)として、</p> <p>(1) 保育料については、国の徴収基準額の 8 0 % (5 町平均) を基本として調整する。ただし、合併の日の属する年度は旧町の例による。</p> <p>(2) 保育所 (園) の設置状況について、公立保育所は現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) へき地保育事業及び広域入所制度については、現行どおり新市へ引き継ぐ。</p> <p>(4) 公立保育所で実施する障害児保育事業、乳幼児保育事業、延長保育促進事業及び一時保育促進事業については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(5) 地域子育て支援センター事業について、名手保育所及び安楽川保育所は、新市において実施する方向で調整する。</p> <p>(6) 民間保育所運営補助金については、合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。</p> <p>(7) 幼児教育振興運営事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(8) 保護者会については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者会連合会については、新市において調整する。</p> <p>(9) 給食については、現行どおり自園方式とする。</p> <p>というものであります。以上です。</p> <p>ただいまの事務局の説明に対してご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(「なし。」の声あり。)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「保育事業の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認してよろしゅうございますか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p> <p>確認をされました。</p> <p>次に、協議第 2 8 号の 1 「高齢者福祉事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>再度、調整方針(案)について説明をしてください。</p> <p>会議資料 1 5 ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)として、</p> <p>(1) 高齢者保健福祉計画については、平成 1 7 年度までは現行の計画を存続し、平成 1 8 年度に統一する。</p> <p>(2) 介護予防関係事業及び生活支援関係事業については、高齢者の在宅福祉の向上が図られるよう現行の事業を基に調整し、新市において引き続き実施する。</p> <p>(3) 住宅改修支援事業・寝たきり老人見舞金及び高齢者サービス調整チームについては、合併時に廃止する。</p> <p>(4) 敬老会については、対象者を統一し、新市において引き続き実施する。</p> <p>(5) 敬老祝金当の支給については、制度を再編し、新市において引き続き実施する。</p> <p>(6) 国及び県の制度に基づき 5 町全てが実施している事業については、新市において引き続き実施する。</p> <p>(7) 重複・頻回受診者訪問指導事業及び老人医療費の助成については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>というものであります。以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ただいまの事務局の説明に対して、何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p>

<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、「高齢者福祉事業の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認してよろしゅうございますか。 (「異議なし。」の声あり。)</p> <p>確認をされました。 次に、協議第29号の1「障害者福祉事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。 調整方針(案)について、再度事務局より説明願います。 会議資料16ページをお開きください。 調整方針(案)として、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者基本計画については、平成17年度までは現行の計画を存続し、平成18年度に統一し策定する。 (2) 訪問入浴サービス補助事業については、合併時に廃止する。 (3) 福祉タクシーについては、新市において、対象者は那賀町の例によるものとし、利用券の交付等についてはタクシー券20枚、または燃料券(5リットル)10枚とする。 (4) 障害者有料道路通行料金割引については、現行のとおりとする。 (5) 難病患者日常生活用具の給付については、粉河町の例により新市において実施する。 (6) 難病患者短期入所事業については、桃山町の例により新市において実施する。 (7) 国及び県の制度に基づく事業については、新市において引き続き実施する。 (8) 身体障害者医療費の助成(町単独事業)については、対象者、医療費助成の範囲及び支払方法は桃山町の例によるものとし、支払申請期限は打田町の例による。 (9) 重度障害者等医療費の助成、更正医療の給付及び育成医療の給付については、新市においても引き続き実施する。 <p>というものであります。以上です。 ただいま事務局の説明に対してご質問、ご意見ございませんか。 (「異議なし。」の声あり。)</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、「障害者福祉事業の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」の声あり。)</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>確認をされました。 次に、協議第30号の1「児童福祉事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。 調整方針(案)について、再度事務局より説明願います。 会議資料17ページをご覧ください。 調整方針(案)として、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法の規定に基づく児童手当等の支給については、新市に引き継ぐものとする。 (2) ひとり親家庭等児童の就学奨励事業及び赤ちゃん誕生祝記念品の贈呈については、新市においても引き続き実施する。 (3) 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 <p>なお、児童館の事業及び運営方法については、当分の間現行のとおりとし、新市において随時調整する。</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>（４）学童保育については、新市においても引き続き実施するものとし、運営方法等については、随時調整する。</p> <p>（５）交通遺児就学援助金及び母子家庭児童就学援助金については、合併時に廃止する。</p> <p>（６）ひとり親家庭医療費の補助及び乳幼児医療の助成については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>（７）国及び県の制度に基づき実施している事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>というものであります。以上です。</p> <p>事務局より説明がございました。何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>ないようでございます。</p> <p>「児童福祉事業の取扱いについて」は調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>確認をされました。</p> <p>次に、協議第３１号の１「社会福祉事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>調整方針(案)について、再度事務局より説明願います。</p> <p>会議資料１８ページをご覧ください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>（１）生活保護法の規定による事務については、新市で設置する福祉事務所において実施する。</p> <p>（２）民生児童委員については、現行の委員を新市に引き継ぐものとする。</p> <p>（３）民生委員推薦会については、新市において新たに組織する。</p> <p>（４）災害弔慰金・災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付については、法に基づき新市において引き続き実施する。</p> <p>（５）被災者見舞金の支給については、貴志川町の例により実施する。</p> <p>（６）慰霊塔改修補助については、合併時に廃止する。</p> <p>（７）慰霊祭については、委託事業として新市において実施する。</p> <p>（８）原爆被爆者見舞金の支給については、桃山町の例により新市において実施する。</p> <p>（９）生活保護家庭年末援助金及びひとり親家庭年末援助金については、合併時に廃止する。</p> <p>というものであります。以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ただいまの事務局の説明に対して質問、ご意見ございませんか。</p> <p>（「なし。」の声あり。）</p> <p>ないようでございますので、「社会福祉事業の取扱いについて」は調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>確認をされました。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>次に、協議第３２号の１「健康づくり事業の取扱い」についても前回の協議会において提案させていただいております。</p> <p>調整方針(案)について、再度説明願います。</p> <p>会議資料１９ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>（１）各種検診及び予防接種については、合併年度は現行のとおりとし、合併の</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>翌年度より実施内容、方法等の統一を図り実施する。</p> <p>(2) 各種健康相談及び健康教室については、地域の特性を生かし、住民の健康保持と増進のため実施内容、方法等を検討し実施する。</p> <p>(3) 健康づくり推進協議会は、新市において新たに組織する。</p> <p>(4) 健康づくり推進員及び母子保健推進員は、新市において新たに推進員を置く。</p> <p>(5) 健康まつりは合併時に廃止する。ただし、新市においては新たに健康啓発事業を推進する。</p> <p>というものであります。以上です。</p> <p>ただいま、事務局より説明がございました。何かご質問、ご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。）</p> <p>特別にないようでございます。「健康づくり事業の取扱いについて」は調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。）</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>確認をされました。</p> <p>次に、協議第33号の1「交通・防犯の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。</p> <p>調整方針(案)について、再度事務局より説明してください。 会議資料20ページをご覧ください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 新市に交通指導員本部を設置し、旧町ごとに支部を設置する。また、交通指導員については、現定数を新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 交通安全策定会議は新市において設置し、交通安全計画を策定する。なお、新計画ができるまでは現計画を引き続き運用する。</p> <p>(3) 交通安全推進協議会及び交通安全母の会は、新市において設立する。</p> <p>(4) 高齢者交通大学は合併年度をもって終了とする。ただし、新市においては年齢にこだわらず、充実した幅広い交通安全教育を積極的に推進する。</p> <p>(5) チャイルドシート貸出事業は、新市へ引き継ぐ。</p> <p>(6) 生活安全推進協議会及び防犯自治会等は統合し、生活安全推進協議会として新市において設立する。</p> <p>(7) 防犯灯設置費補助金は、貴志川町の例により補助するというものでございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ただいまの事務局の説明に対して、ご質問、ご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。）</p> <p>ないようでございますので、「交通・防犯の取扱いについて」は調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。）</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>ないようです。確認されました。</p> <p>次に、協議第34号の1「人権施策の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。</p> <p>調整方針(案)について、再度事務局より説明願います。 会議資料21ページをご覧ください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 人権擁護委員は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 人権啓発市町村事業は、現行どおり新市に引継ぎ、実施計画は新市において策定する。</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>(3) 人権教育・啓発基本計画は、新市において策定するものとする。 (4) 人権教育・啓発を進めるための組織については、合併時に新市人権推進委員会（仮称）として再編する。 (5) 差別事象処理組織については、合併時に再編する。 (6) 住宅新築資金等貸付金償還事務については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 というものでございます。以上でございます。 事務局より説明がございました。何か質問、ご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。）</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>ないようでございます。 よって、「人権施策の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。 （「異議なし。」の声あり。）</p> <p>確認をされました。 次に、協議第35号「上下水道事業の取扱いについて」事務局より説明願います。協議第35号「上下水道事業の取扱いについて」ご説明いたします。 会議資料24ページをお開きください。 上水道事業の調整方針(案)としましては、 上水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 上水道事業計画については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において新計画を策定いたします。 次に、25・26ページをご覧ください。調整方針(案)の3番目ですけれども、 上水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間は現行のとおりといたします。 各種手数料及び27ページの受益者負担金（施設分担金）検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一をいたします。 次に、28ページをご覧ください。 工業用水道事業の取扱いについては、 桃山町工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものいたします。 次に29ページをお開きください。 簡易水道事業の調整方針(案)につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎます。 31・32ページをご覧ください。調整方針(案)の2番目に、 簡易水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間は、現行のとおりといたします 各種手数料、受益者負担金（施設分担金）検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一をいたします。 次に、33・34ページをご覧ください。 飲料水供給施設事業の調整方針(案)としましては、 神通・中畑飲料水供給施設及び銚子ノ口飲料水供給施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものいたします。なお、地元が管理する飲料水供給施設については、合併時に補助制度を一元化いたします。 水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりといたします。 各種手数料、受益者負担（施設分担金）検針業務及び料金の徴収方法については、合併時に統一をするというものであります。</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>次に、35・36ページをご覧ください。 下水道事業の調整方針(案)といたしましては、 流域関連公共下水道事業計画については、新市において策定をいたします。 なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用いたします。 貴志川町特定環境保全公共下水道については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 西山地区農業集落排水処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 というものでございます。 附属資料の7ページから9ページには参考資料を、また、10ページには関係法令を、11ページには先進事例を掲載しておりますので、ご覧おきください。 以上で、協議第35号「上下水道事業の取扱いについて」の説明を終わります。 事務局より「上下水道事業の取扱いについて」の説明がありましたが、この件につきましては、次回の協議会においてご審議をいただきまして、ご確認をいただきたいと思いますが、今の説明に対して何かご質問なりご意見ございませんか。 ないですか。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>ないようでございますので、次に、協議第36号「環境衛生関係事業の取扱いについて」事務局より説明願います。 協議第36号「環境衛生関係事業の取扱いについて」ご説明いたします。 環境衛生事業は、住民が快適な生活環境の中で暮らせるよう、環境保全の推進、環境対策の充実強化等を図る観点から、提案させていただいております。 会議資料の39ページのお開きください。 まず、ごみ・し尿関係の調整方針(案)といたしまして、 一般廃棄物処理計画については、合併後、新市において新たに策定いたします。 なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ運用いたします。 一般廃棄物処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ただし、新市において、地元同意の趣旨を尊重いたします。 次に、40・41ページをお開きください。 ごみの分別及び収集については、合併後、一定の周知期間を設け、貴志川町及び桃山町の方法を基本に統一いたします。ただし、古紙及び粗大ごみは、合併時まで調整をいたします。 指定ごみ袋の取扱いについては、合併時に統一をいたします。 ただし、各町の現行のごみ袋は、合併後も使用できるものといたします。 持ち込みごみ処理手数料については、合併時に統一をいたします。 ごみ集積施設設置費補助事業及び生ごみ処理機購入に対する補助事業については、合併時に統一し、実施をいたします。 し尿及び浄化槽汚泥の収集体制及び収集区域については、現行のとおりいたします。ただし、現在直営で行っている那賀町については、できるだけ早い時期に許可制に移行する方向で調整をいたします。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可及び浄化槽法第35条第1項の許可については、新市において改めて審査をする。 ということでございます。 次に、42・43ページをお開きください。 火葬場・墓地関係の調整方針(案)といたしましては、 火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重いたします。 また、使用料は、貴志川町（五色台広域施設組合）の例により合併時に統一</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>し、附属施設の使用料は現行のとおりといたします。 祭壇貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ただし、合併後、利用状況を見ながら事業の存続を検討いたします。 霊柩車貸与事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ただし、打田町の霊柩車使用料は合併時まで調整をいたします。 町営墓地については、現行のとおり新市に引き継ぎます。ただし、打田町営墓地は新たな埋葬は行わないというものであります。 次に、44ページをお開きください。 環境保全関係の調整方針(案)につきましては、 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に統一し、新市においても引き続き実施をいたします。 温室効果ガス削減実行計画については、新市において策定いたします。 住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度は、合併時に廃止するというものでございます。 附属資料の12ページには先進事例を、13ページには関係法令を掲載しておりますので、ご覧おきください。以上です。 事務局より説明がございました。この件につきましても次回の協議会においてご審議いただき、ご確認をいただきたいと思います。 ただいまの説明に対して何かご質問、ご意見ございませんか。 ないようでございますので、次に進ませていただきます。 協議第37号「商工・観光振興関係事業の取扱いについて」事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>会議資料の46・47ページをご覧ください。 各種事務事業については、各地域の実情を尊重しながら、新市全体の均衡が保てるよう、調整方針(案)としております。 (1) 商工会については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとし、商工会補助金については、新市において調整をいたします。 (2) プレミアム商品券事業補助金については、新市においても実施する方向で関係団体と調整をいたします。 (3) 中小企業資金利子補給金については、新市においても引き続き実施いたします。なお、制度については、新市において一元化をいたします。 次に、48ページをご覧ください。 (4) 観光協会については、合併時に統合するよう調整に努めます。 なお、運営については新市において調整をいたします。 ただし、葛城観光協会及び藤崎観光協会については、現行のとおりとし、助成等については新市において調整をいたします。 (5) 観光イベント・伝統行事については、合併の翌年度までは現行のとおりとし、以降は新市において調整をいたします。 (6) 観光資源のうち町が管理する観光資源については、新市において効率的な管理体制の確立に努めるというものであります。 附属資料の14ページには先進事例を掲載しておりますので、ご覧おきください。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>37号につきまして事務局から説明がございました。この件につきましても次回の協議会においてご審議をいただきましてご確認をいただきたいと思います。 今の説明に対してご質問なり、ご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。）</p>

<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>ないようですので、次に進みます。 協議第38号「都市計画事業の取扱いについて」事務局より説明願います。 会議資料50ページ、51ページをご覧ください。 調整方針(案)といたしましては、 (1) 都市計画マスタープランについては、新市において長期総合計画作成後、策定をいたします。 (2) 都市計画事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 (3) 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において県との協議の上、見直しを図ります。 (4) 都市計画審議会については、合併時に統合いたします。なお、定数は17人以内とし、任期は3年といたします。また、委員構成については、貴志川町の例を基本として調整を図ります。 (5) 計画区域内における建築物の建築制限については、現行のとおり新市に引き継ぐものといたします。 (6) 土砂等による埋立許可については、合併時に統一をする。 というものでございます。 附属資料の15ページには、先進事例を掲載しておりますので、ご覧おきください。以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>協議第38号の事務局の説明が終わりました。 この件につきましても次回の協議会においてご審議をいただき、確認をいただきたいと思えます。 今の説明に対してご質問なりご意見ございませんか。 (「なし。」の声あり。)</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>ないようでございますので進みます。 協議第39号「建設関係事業の取扱いについて」事務局より説明願います。 会議資料53ページをご覧ください。 調整方針(案)といたしましては、 (1) 町道路線の認定、変更手続及び廃止手続については、法に基づき現行のとおり新市に引き継ぎ、指導路線認定基準については、合併時に統一をし、新市において路線認定の見直しを行います。 (2) 道路占用料、交通安全対策事業並びにポンプ場及び樋門等の維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 (3) 急傾斜地崩壊対策事業等における分担金の徴収については、現事業箇所は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業については、新市において調整をいたします。 (4) 道路新設改良及び維持修繕（町単独）については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 (5) 河川、排水路の維持修繕については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、河川指定については調整をいたします。 (6) 河川法の適用または準用を受けない河川等の管理については、新市においても引き続き実施いたします。 (7) 道路施設管理委託業務については、新市において効率的な管理体制の確立に努めます。 (8) 生活環境施設整備補助金については、現行制度を見直し、一元化を図ります。 (9) 町道整備工事補助金については、合併時に廃止する。 というものでございます。</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>附属資料の16ページには、先進事例を掲載しておりますので、ご覧おきください。以上です。</p>
<p>山下委員</p>	<p>39号の説明がございました。この件につきましても、次回の協議会においてご審議をいただき確認をいただきたいと思います。今の説明に対してご質問、ご意見ございませんか。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局（調整課長 狭間秋友）</p>	<p>座ったまま失礼します。この4番の道路新設改良について「現行どおり」というのと、町道整備の9番もあるんですが、これは各町5町ともかなり格差もあり内容も違うと思うんですが、建設部会のこの調整は「現行」というのはあれですか、これはこのままそれぞれの旧町のとおりそれぞれの支所単位でやれという意味で言っているのか、その辺ちょっと補足をしていただきたい。</p>
<p>山下委員</p>	<p>この件について答弁、説明をしてください。</p>
<p>事務局（調整課長 狭間秋友）</p>	<p>ただいまのご質問ですが、道路の新設改良、それから維持修繕、町単独の部分、これは「現行のとおり新市に引き継ぐ。」という調整方針(案)ですが、分科会等でこの辺の部分協議を行ないまして、調整の部分については今後さらに突っ込んだ調整をしなければいけないんですが、今の部分については現行で考えていこうかということで方針を出させていただいております。詳しく内容については今後分科会等でさらに検討を加えたいと思います。今の現段階の中では、現行の形を新市へ引き継ぐとそういうことでご理解をいただきたいと思います。</p>
<p>山下委員</p>	<p>再度の質問であります。今の件ひとつ、担当課それぞれ部会で十分ひとつ、現実的にはこういう問題はかなり細かく細部に上がって出てまいると思います。新市に合併して。支所における権限とか支所における扱いが複合したりまた混乱を生じないようひとつ全体的に考えてしていただきたいと思います。</p>
<p>事務局（調整課長 狭間秋友）</p>	<p>なお、9番の町道整備工事補助金は廃止するようになっていますが、町道は広域でやっているはずですね。したがって区道とか集落道とかいう意味ですかこれは。町道は町道所管でやるのじゃないでしょうか。廃止されたら町道の事業をしないということですか。例えば新市で旧町が残って。その辺もう一度。</p>
<p>山下委員</p>	<p>ただいまのご質問ですが、見直しによって当然市道ということであれば、当然市の方で負担をしていくというのが基本と考えております。そういうことで市道についての維持管理等についてはすべて市で負担を行うということでございます。</p>
<p>事務局（調整課長 狭間秋友）</p>	<p>そうすると、ここで解釈は旧町のことですか、になるんですか。旧の町ですね。が、補助事業をしないという意味ですか。市道は確定しますね。認定見直しますね。旧町で残った町道というのがあって。それはもう補助対象にしないという意味ですか。</p>
<p>山下委員</p>	<p>現在の町道については、すべて新市に引き継ぐということで、今の町道は市道という扱いになるかと思えます。ただ、現在の町道の中でも、その町によっては認定の基準等も多少違う部分がありますので、その辺の見直し等も考えた中で、基本的には現在の町道については市道という形で引き継いでいきたいというふうに考えております。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>了解しました。 他にございませんか。 次回までご検討いただきまして、次回にいろいろご審議をいただいでご確認をいただきたいと思いますので、いろいろ検討をしておいていただきたいと思います。 ないようですので、次に協議第40号「公営住宅事業の取扱いについて」を事務局より説明願います。 会議資料62・63ページをご覧ください。 調整方針(案)といたしましては、</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>(1) 公営住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、公営住宅法に基づき実施いたします。 なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものといたします。 ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものといたします。 次に、64・65ページをご覧ください。 (2) として、改良住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、住宅地区改良法に基づき実施いたします。なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものといたします。 ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めます。 (3) 住宅計画（ストック総合活用計画）については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 (4) きのくに木造住宅耐震化促進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐというものでございます。 附属資料の17ページには、先進事例を掲載しておりますので、ご覧おきください。以上です。 40号に対する事務局の説明がございましたが、この件につきましても次回の協議会においてご審議をいただきましてご確認をいただきたいと思っております。 今の説明に対してご質問なりご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。） ないようでございますので、次に進ませていただきます。 協議第41号「町営バスの運行事業の取扱いについて」を事務局から説明してください。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>会議資料67・68ページをご覧ください。 調整方針(案)といたしましては、 (1) 町営バス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、路線等を見直します。 (2) 紀の川コミュニティバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市及び紀の川コミュニティバス連絡協議会において検討する。 というものでございます。 附属資料の18ページには、先進事例を掲載しておりますので、ご覧おきください。以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>41号についての事務局の説明がございました。この件につきましても次回の協議会においてご審議をいただきましてご確認をいただきたいと思っておりますが、今の説明に対して何かご質問なりご意見ございませんか。 （「なし。」の声あり。） ないようでございますので、会議次第第5の「次回の協議会の開催について」を議題として事務局より説明してください。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>会議資料69ページをお開きください。 次回、第8回協議会につきましては、10月28日木曜日、午後1時30分より桃山町保健福祉センターにおいて開催いたしたいと存じます。以上です。 次回の協議会、第8回合併協議会は、10月28日木曜日、午後1時30分から桃山町保健福祉センターでお世話になることとなります。万障お繰り合わせの上、全員ご出席をお願いしたいと思います。 次に、会議次第第6その他ということで、委員の皆さん、また事務局から何かご</p>

事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>ございませんか。 委員の皆様方にお知らせをいたします。 先ほど選んでいただきました名付け親大賞、名付け親賞の名簿ができております。 ただいまから事務局で配布させていただきますのでよろしくお願いいいたします。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>これですべて協議を終了いたしました。 大変、第7回が新市の名前も決まりおめでたい協議会になりました。これをもちまして閉会をさせていただきますけれども、中村慎司副会長より閉会のご挨拶をいただきます。</p>
副会長（貴志川町長 中村 慎司）	<p>長時間にわたり第7回の協議会ご苦労さまでございました。 今、会長からもお話がございましたように「紀の川市」ということで新市の名前も決定をいたしました。いよいよ合併に向けて今後皆さん方のご協力をよろしく申し上げ、今日の協議会を終わらせていただきます。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>ありがとうございました。 ごうもご協力ありがとうございました。お忙しい中ご苦労さまでございました。 (閉会 午後3時40分)</p>

那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定に基づき、ここに署名する。

那賀5町合併協議会 会 長

同 署名委員

同 署名委員